

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

このたびの災害により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

当社では災害救助法が適用された地域のご契約者さまにご加入いただいている保険契約につきまして、下記の特別お取り扱いを実施させていただきます。

詳細につきましては、担当営業職員もしくは下記お問い合わせ窓口までお問合せ下さい。

【災害救助法適用地域のご契約者さまへの特別お取り扱いについて】

(1) 保険料のお払込猶予期間の延長について

お申し出により、保険料のお払い込みを猶予する期間を延長（最長6ヶ月）させていただきます。

(2) 保険金・給付金、契約者貸付等の簡易取扱について

お申し出により、ご請求に必要な書類を一部省略あるいは取扱の簡易化などにより、迅速なお支払いに努めます。

【災害救助法の適用状況について】（厚生労働省発表）

災害救助法適用地域	法適用日	備考
広島県 世羅郡世羅町	2010年7月14日	7月12日からの大雨による適用
広島県 庄原市	2010年7月16日	7月16日の大雨による適用
広島県 呉市	2010年7月14日	7月12日からの大雨による適用
山口県 山陽小野田市	2010年7月15日	7月15日の大雨による適用

【お問い合わせ窓口】

マニユライフ生命 コールセンター

電話番号：0120-063-730

受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（年末年始および祝日を除く）